平成２８年（フ）第４６８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番６―604号
破産者　相田　暢一
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４８２号
埼玉県富士見市羽沢１丁目12番18号
破産者　高橋　由隆
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４１号
神奈川県厚木市林２丁目35―６　サニーハイツ101、旧住所神奈川県海老名市上今泉５丁目26番１―305号
破産者　山中　克美
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７号
相模原市中央区相模原１丁目２番７号エス・サルートビル302、開始決定時の住所相模原市中央区宮下本町１丁目11番12―102号
破産者　山岸　　昭
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６５号
相模原市緑区東橋本３丁目12番27号グリーンパークＡ102
破産者　下坂　健太
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５１７号
名古屋市西区比良１丁目31番地の１
破産者　金田　繁昭
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６５号
愛知県清須市清洲1200番地１
破産者　小出　米勝
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７９号
名古屋市中川区中郷５丁目52番地　クレールモリ302号室、従前の住所愛知県東海市名和町汐田東48番地の２　リベルテ201号
破産者　神谷　倫子
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１３号
名古屋市天白区平針２丁目1502番地　アスパイア平針404号
破産者　永元　貴嘉
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８６９号
愛知県春日井市上条町３丁目161番地　ビオラヒルズ201号、開始決定時の住所愛知県春日井市上条町３丁目161番地　ビオラヒルズ210号
破産者　畑田　亮次（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４７号
京都市右京区太秦松本町８番地30、前住所京都市右京区太秦西蜂岡町９番地33　山崎ビル301号
破産者　清水　嗣郎
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４８号
京都市右京区太秦松本町８番地30、前住所京都市右京区太秦西蜂岡町９番地33　山崎ビル301号
破産者　清水小百合
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
和歌山県橋本市東家905番地、前住所和歌山市塩屋３丁目６番１号
破産者　中西　　進
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３７３号
和歌山県岩出市西国分229番地の６
破産者　邉見　友佳
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３８３号
和歌山市太田627番地３　メゾン・ド・クラルテ303
破産者　山越　加苗（旧姓青木）
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６３８号
広島市西区西観音町２番20―503号
破産者　山本　宏美
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６９号
高知市長浜2845番地１　市住74号
破産者　前田　紀子
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
沖縄県那覇市奥武山町26番地　Ｆステージ奥武山公園703
破産者　澁川　浩史
1　決定年月日　平成29年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部